

## 日本膜学会会則 一部改定について

2017年5月27日改定（下線部分）

### 新旧対照表

現 行	改定後
<b>第4章</b>	<b>第4章</b>
第17条 本会に次の役員を置く。 会長 1名 副会長 2名	第17条 本会に次の役員を置く。 会長 1名 副会長 <u>3名</u>

## 役員選任任期細則 一部改定について

2017年5月27日改定（下線部分）

### 新旧対照表

現 行	改定後
第3条 副会長は、生体膜、人工膜の分野からそれぞれ1名を会長が選任する。	第3条 副会長は、生体膜、人工膜の分野からそれぞれ1名と <u>産業部門委員から1名</u> を会長が選任する。

### 「日本膜学会膜学研究奨励賞」推薦のお願い

会員の皆様には、日頃よりの日本膜学会への御理解と御支援をありがとうございます。

日本膜学会では若手研究者の膜に関する研究を評価し、研究への意欲と参加を促すことを趣旨として、「日本膜学会膜学研究奨励賞」を設定いたしております。

膜学の研究分野は多岐にわたり、幅広い活動が内外ともに期待されている現状にあつて、膜学の将来を担う若手研究者の育成は、本学会の使命であります。ここに「日本膜学会膜学研究奨励賞」設定の趣旨をお汲み取りいただき、一人でも多くの候補者を御推薦いただきたくお願い申し上げます。

2017年 7月  
日本膜学会会長 松山秀人